

令和元年度第3回亀岡市文化財保護委員会

日 時 令和2年2月13日 午前10時から午前10時30分

場 所 亀岡市文化資料館 3階 研修室

委員出席者

安藤 委員
井上 委員
井本 委員
加藤 委員
豊田 委員
長谷川 委員
山下 委員
以上 7名

欠席委員

鵜島 委員
藤井 委員
深町 委員

事務局

神先 教育長
片山 教育部長
鵜飼 歴史文化財課長兼文化資料館長
松永 歴史文化財課副課長兼文化財係長事務取扱兼文化資料館副館長
樋口 文化財専門官
渡部 主事

傍聴者

1名

1 開 会

出席委員は過半数のため、条例第 17 条第 2 項により会議が成立

2 教育長挨拶

3 「亀岡市指定文化財候補」の諮問について

亀岡市文化財保護条例（昭和 43 年条例第 43 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次の文化財を指定するにあたり、前回諮問を行った文化財について亀岡市文化財保護委員会会長から答申を受けた。

令和元年 12 月 26 日付けで諮問のありました亀岡市指定文化財の指定について、亀岡市文化財保護条例第 14 条第 1 項により慎重に審議した結果、当該文化財は本市の歴史の正しい理解のためにかくことができず、かつ学術上価値のあるものであることから、亀岡市指定文化財として適当であると認め、亀岡市文化財指定調書報告書を添えて下記のとおり答申します。

市指定文化財として適当であると認める文化財

○有形文化財（彫刻）

- ・愛宕神社木造師子狛犬（一对）（鎌倉時代 13 世紀前半）
- ・愛宕神社木造師子狛犬（一对）（鎌倉時代 13 世紀後半）

○有形文化財（古文書）

- ・明智光秀書状（戦国時代 16 世紀後半）

○無形民俗文化財

- ・サンヤレ（火伏せの行事）

4 報告事項

事務局からその他意見等の有無の確認の後、教育部長挨拶及び会議の終了を伝え閉会とする。

以上